

水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市

秦野市都市マスタープラン (概要版)



秦野市都市マスタープラン概要

都市マスタープランとは

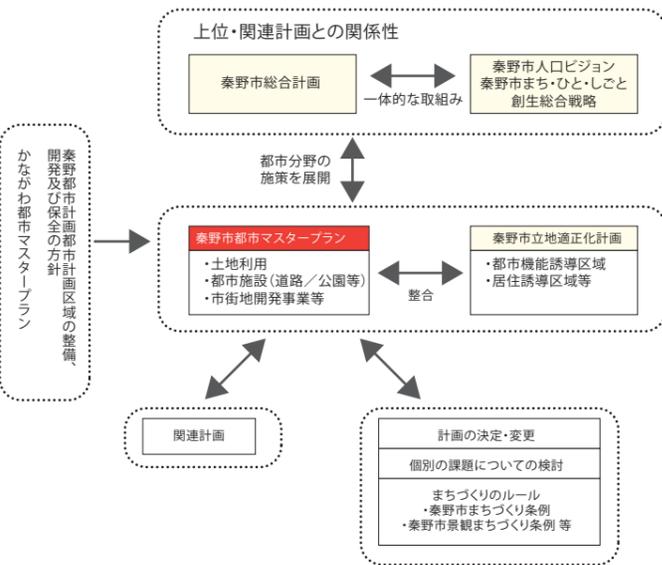
都市マスタープランは、平成4年(1992年)の都市計画法の改正によって、都市計画法第18条の2に定められた、市町村が主体となって住民参加の下に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

都市マスタープランでは、都市像、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるもので、都市計画に先導的な指針を与えるものとされています。

都市マスタープランの位置付け

都市マスタープランは、総合計画などの上位計画に基づき、まちづくり分野の計画として、まちづくりの将来像や目標を示すとともに、個別の都市計画の方針を示すものです。

神奈川県が定める「秦野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、都市マスタープランの一部として都市機能や居住機能誘導の具体的な方策を示す計画である「秦野市立地適正化計画」などの各種関連計画との十分な整合が図れた計画とします。



都市マスタープラン改定の視点

現行の都市マスタープランが令和2年度(2020年度)に目標年次を迎えるにあたり、社会経済情勢の変化や都市基盤の整備状況、関係法令の改正などの外的要因に対応した、新たなまちづくりの方針を検討する必要があります。

そのため、今回の改定では、次の視点から都市マスタープランの見直し(改定)を行っています。

- 人口減少、少子・超高齢化の進行
- 気候変動、環境問題の顕在化
- 都市基盤の整備と既存ストックの老朽化
- 価値観の多様化と安全・安心の意識の高まり

計画の期間と改定について

令和3年度(2021年度)を開始年とし、おおむね20年後の都市像を見据えた10年間(令和12年度(2030年度)まで)を目標年次とします。

また、改定後、関連する諸計画の見直しや社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

将来都市像

都市像<秦野市総合計画における本市の都市像>

「水とみどりに育まれ誰もが輝く暮らしよい都市」^{まち}

都市像実現のための基本目標

1. 誰もが健康で共に支えあうまちづくり
2. 生涯にわたり豊かな心と健やかな体を育むまちづくり
3. 名水の里の豊かな自然と共生し安全・安心に暮らせるまちづくり
4. 住みたく訪れたいにぎわい・活力あるまちづくり
5. 市民と行政が共に力を合わせて創るまちづくり

将来人口

157,000人 <令和12年(2030年)における人口規模>

将来都市構造

【都市拠点等の形成】

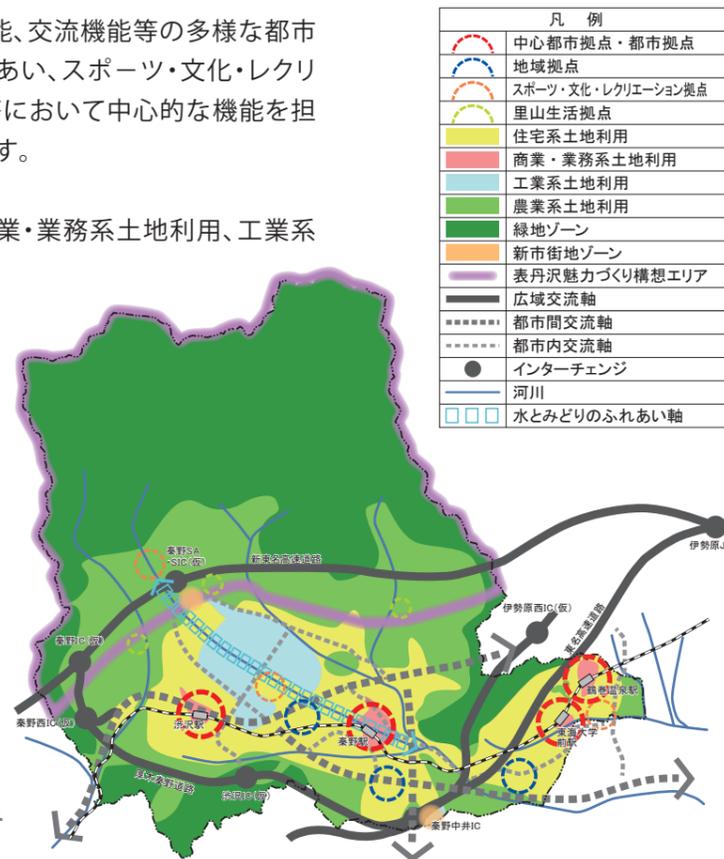
商業・業務機能、生活サービス機能、交流機能等の多様な都市機能をもった地域、自然とのふれあい、スポーツ・文化・レクリエーションを通じた市民の交流等において中心的な機能を担う地域を「拠点」として位置付けます。

【土地利用の構成】

土地利用は、住居系土地利用、商業・業務系土地利用、工業系土地利用、農業系土地利用、緑地ゾーンに大別し、適切な配置をすることにより、調和のとれたまちづくりを目指すと共に、表丹沢の資源を最大限に活用した魅力あふれるまちづくりを目指します。

【都市軸の構成】

他都市との連携を円滑にするとともに、市内の拠点やさまざまな都市機能を結びつける、都市における多様な交流の骨格を「都市軸」として位置付けます。



分野別都市づくりの方針

土地利用の方針

●都市的土地利用

【住居系土地利用】

- 低層住宅地では、豊かなみどりと調和したゆとりある、戸建て住宅を基本とした土地利用とします。
- 中高層住宅地では、中層以上の住宅を基本とし、生活利便施設の立地を許容する土地利用とします。
- 複合市街地では、中層以上の住宅を基本とし、商業・業務・沿道サービス機能の立地が可能な土地利用とします。

【商業・業務系土地利用】

- 小田急線4駅周辺は本市の都市拠点として商業・業務機能を基本とする土地利用とします。

【工業系土地利用】

- 工業地では、地域経済を支える産業立地を基本とする土地利用とします。
- 工業集積地では、都市の活力を創出する産業立地を基本とする土地利用とします。

【都市の活力向上等に資する土地利用】

- 新市街地ゾーンでは、高速道路IC周辺において、高規格幹線道路等の開通がもたらす広域利便性を最大限に活用し、新たな産業系土地利用を検討します。
- 環境共生土地利用ゾーンでは、厚木秦野道路の整備を見据え環境と共生した土地利用を検討します。

●自然的土地利用

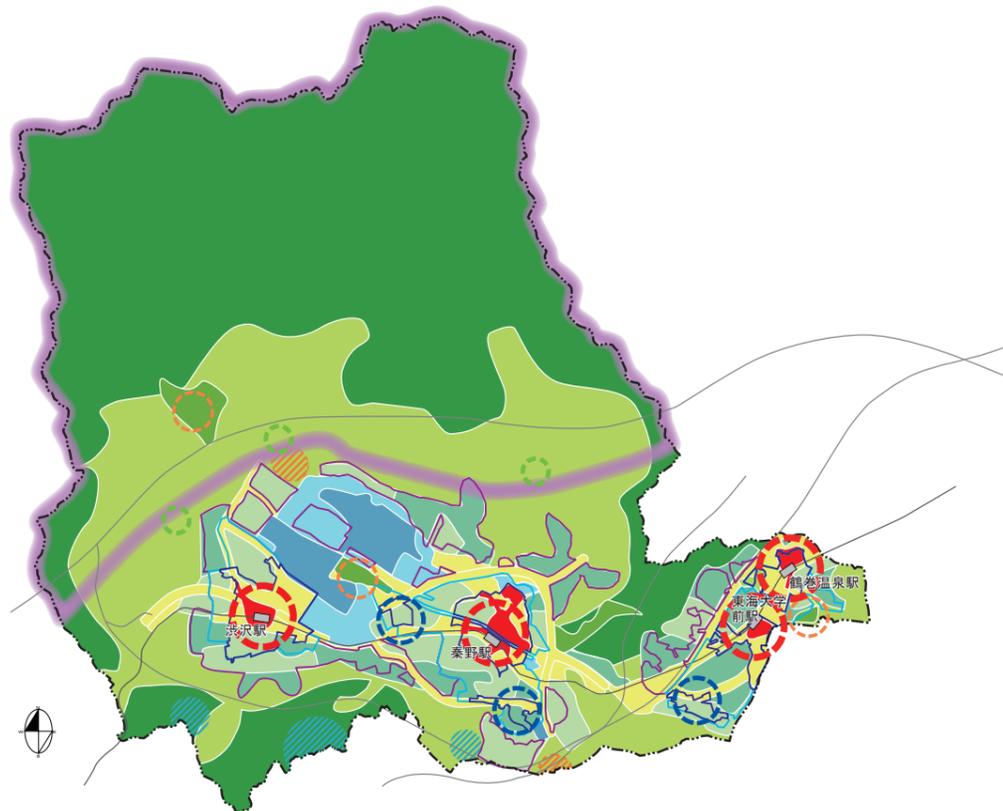
【農地・農業集落地等】

- 地域特性を生かした生産環境の整備や農地の集積・集約化を進め、農業生産力の向上を図ります。
- 里山や里地など魅力ある地域資源を活用し、既存集落のコミュニティを維持します。

【山林・緑地】

- 多くの人が訪れたい魅力ある環境の形成と経済的機能の維持・向上に努めます。

凡例	
	中心都市拠点・都市拠点
	地域拠点
	スポーツ・文化・レクリエーション拠点
	里山生活拠点
	低層住宅地
	中高層住宅地
	複合市街地
	商業・業務地
	工業地
	工業集積地
	農地・農業集落地等
	公園
	山林・緑地
	表丹沢魅力づくり構想エリア
	都市機能誘導区域
	居住誘導区域
	居住区域(産業・田圃・ストック)
	環境共生土地利用ゾーン
	新市街地ゾーン



交通体系形成の方針

【体系的な道路網の形成】

- 県央の西部における交通の要衝として、交通需要に対応した道路網の形成を目指します。
- 新東名高速道路(仮称)秦野サービスエリア・スマートインターチェンジ周辺部の構想路線の具体化を図り、交通便利性の向上による地域経済の活性化を図ります。
- 厚木秦野道路(国道246号バイパス)全線の早期事業化と開通に向けた整備を促進し、国道246号の渋滞緩和や地域間の交流・連携、物資の流通促進等に努めます。

【公共交通網の確保・維持】

- サービスの確保・維持を図るとともに、機能的・効率的な交通輸送体制の確立に努めます。
- 公共交通空白・不便地域では、市民ニーズや地域の実情を把握し、それぞれの地域にあった形で移動手段の確保に努めます。

【都市計画道路の見直し】

- 社会経済情勢の変化を踏まえ、適時適切な見直しに努めます。

自然環境と公園・緑地等の保全及び整備の方針

【自然環境の保全・再生】

- 本市の豊かな自然環境は、多様な生物の生息環境及び市民に潤いを与えるものとして、市民等との協働により保全・再生します。
- 本市を通過する新東名高速道路の開通等に合わせて、表丹沢全体の魅力向上を図ります。

【公園・緑地の保全・活用】

- 自然体験、スポーツ・レクリエーション活動、住宅地の中の身近なオープンスペースの創出等、その役割や目的に応じた公園の整備を促進します。
- 市街地内の農地は、生産緑地地区として保全に努めます。

【水とみどりのふれあい軸の形成】

- 市街地を流れる水無川は、ゆとりや潤いを感じさせられる空間として、みずなし川緑地を中心に活用を図り、つながりある水とみどりのふれあいを保全・形成します。

安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの方針

【誰もが暮らしよいまちづくり】

- 住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともにつくる地域共生社会の実現を推進します。
- 高齢者に優しい取組みや、地域の特性・資源を生かした生活支援サービスの充実を図ります。

【災害に強いまちづくり】

- 大規模自然災害に備え、災害時のネットワーク強化や復興まちづくりの事前準備に取り組みます。
- 建物の耐震化・不燃化対策の促進や避難施設の改修等の防災対策に取り組むとともに、市民の防災意識を高め地域防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

【良好な住環境の形成】

- 環境負荷が少ない持続可能なまちづくりの構築等により、人と自然との共生を目指します。
- 計画的な公共施設の長寿命化の推進を図ります。 •空家の適正管理と活用を推進します。

景観形成の方針

- 自然豊かな丹沢の山並み、みどり、水辺を生かした景観まちづくりを推進します。
- 秦野の風土が培ってきた歴史・文化を暮らしの中に生かす景観まちづくりを推進します。
- 周辺環境に配慮した景観まちづくりを推進します。 •市民一人ひとりが進める景観まちづくり推進します。

まちづくりの実現に向けて

- 本計画の実現に向けては、市民、事業者そして市がまちづくりに対するお互いの役割と責任を理解し、パートナーシップに基づいたまちづくりを進めていくことが必要です。
- 様々な地域課題に対し、多様な主体が関わる市民力、地域力を生かしたまちを目指すとともに、市民がまちに誇りと愛着を感じ、まちづくりの情報や課題を行政と共有し、知識と力を出しあう協働のまちづくりを目指し、次の取組みを推進します。

都市計画の各種施策の推進

- 都市計画制度を活用し、事業の優先度や事業実施の見込み等を総合的に判断しながら計画的に推進します。
- 本計画の具体化は「秦野市立地適正化計画」との整合を図り、コンパクトシティの実現を推進します。

協働によるまちづくりの推進

- 市民、事業者、市のそれぞれの役割を明確にし、市民や事業者と行政が共に力を合わせて創るまちづくりの推進します。
- 都市計画提案制度やまちづくり条例に基づく制度、景観まちづくり条例に基づく制度を活用し、市民参加のまちづくりを推進します。

まちづくり推進体制の充実

- 庁内の関係各課との連携を図り、個別計画との整合性を考慮しながら総合的、かつ一体的に取組みます。また、必要に応じて、国・県・関係市町村等と連携し、円滑なまちづくりを推進します。
- 市民、自治会、まちづくり協議会、NPOなどの市民活動団体、事業所、行政が連携しながら、まちづくりの目標や課題を共有し、重要なパートナーとして役割分担や連携、協力を行いながら、まちづくりを推進します。
- 各種施策・事業の実施や評価を行う際は、市民・企業等の意向調査を行い、市民の評価やニーズの変化を把握するとともに、必要な見直しを検討するなど各種施策の適切な実施に努めます。また、新たなマスタープランの検討における計画づくり・目標設定を行うなど、PDCAサイクルにより、効率的・効果的なまちづくりを推進します。

秦野市都市マスタープラン(概要版)
【令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)】

令和3年(2021年)3月発行

編集・発行 秦野市都市部まちづくり計画課

秦野市桜町一丁目3番2号

TEL 0463-82-5111(代表)

<http://www.city.hadano.kanagawa.jp>